

平成22年6月1日

上田市教育委員会
教育委員長 西田 不折 様

上田市社会教育委員
代表 小林 善幸

意 見 書

貴職におかれましては、平素上田市教育行政の進展のためにご尽力賜り、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

さて、去る1月25日に上田市行財政改革推進委員会から「教育委員会事務局体制の改革」提言書が上田市長に提出され、その内容が3月15日に貴教育委員会事務局から当社会教育委員に報告されました。

当社会教育委員は、提言書が社会教育分野に限定されていることを重く見て、提言の内容が上田市にとって必要であるかどうか、また、社会教育の進展に役立つかどうかを検討いたしました。

その結果を下記のとおり取りまとめ、意見書として提出いたしますので、格段のご配慮をお願い致します。

なお、「教育委員会事務局体制の改革 提言の背景と問題点」を添付し、参考に供したいと存じます。

記

提言書は、上田市の教育委員会事務局の改革を掲げ、「地方教育行政法」改正(平成19年)による、市長の職務権限の特例を適用しようとしています。その背景には、現在の上田市の財政状況と将来にわたる行政運営の課題があることは理解しております。同時に、教育委員会の業務内容の見直しが必要であることも承知しております。しかしながら、理念なき「改革」は将来への禍根を残すこととなります。

新たな体制の改革案は、教育委員会の合意と調整が不可欠であるにもかかわらず、教育関係者の意見を聞くこともなく取りまとめられており、また、教育基本法、社会教育法の規定から逸脱した内容で、受け入れるには多々問題があり、相当の検討が必要です。

上田市の社会教育のあり方につきましては、社会教育委員におきまして、旧上田

市時代を含め過去16回にわたって答申及び提言が行われており、長年にわたってあるべき姿を求められてきた歴史があります。また、貴教育委員会におかれましても、それらを尊重されてきた経過があります。これらを踏まえ、社会教育の教育委員会事務局体制は、現状を維持していくことが望ましいと考えます。

地方分権が進むなか、行政改革や規制緩和などにより、行政サービスの縮小が進み、地域内分権の考えのもと、地域住民の力による地域づくりが求められています。地域づくりには、地域の現状や課題についての学習が不可欠であり、法的に定められている社会教育機関である、公民館を中心とした活動に待つところが大きいものがあります。このため、地域協議会と公民館との連携を深め、今後新たな地域づくりを進めていくために、社会教育の一層の振興が必要です。したがって、公民館等の社会教育機関は教育委員会に所属すべきと考えます。